（応用課程担当者養成コースの訓練基準）

第三十六条の七の三　専門課程の高度職業訓練において訓練を担当している者等に対して応用課程の高度職業訓練を担当するために必要な訓練技法並びに技能及び技術を培うことを目的とする応用課程担当者養成コースの指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、次のいずれかに該当する者とすること。

イ　第三十六条の七に規定する専門課程担当者養成コースの指導員養成訓練を修了した者

ロ　前条に規定する職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を修了した者

ハ　イ及びロと同等以上の知識並びに技能及び技術を有すると認められる者

二　訓練科は、応用研究科とし、応用研究科には専攻分野に応じて数個の専攻を置くことを標準とすること。

三　教科（研究論文の作成を含む。）、訓練の実施方法、訓練期間、訓練時間、設備その他の事項は、別表第九の三に定めるところによること。

四　訓練を行う一単位の訓練生の数は、四十人以下とすること。

五　試験は、教科の科目ごとに一回以上行い、かつ、研究論文の審査は、訓練修了時に行うこと。

第三十六条の九　削除

（新設）

（高度養成課程の訓練基準）

第三十六条の九　高度養成課程の指導員養成訓練に関する基準は、次のとおりとする。

一　訓練の対象者は、長期養成課程若しくは短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とすること。

二　訓練科は、応用研究科とし、応用研究科には専攻分野に応じて数個の専攻を置くことを標準とすること。

三　教科の科目（研究論文の作成を含む。第六号において同じ。）は、専攻分野ごとに高度な知識及び技能で専門的かつ応用的なもの並びに研究能力を有する職業訓練指導員を養成するために適切と認められるものであること。

四　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

五　訓練期間は、一年であること。

六　訓練時間は、八百時間以上であること。

七　設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

八　訓練を行う一単位の訓練生の数は、二十人以下とすること。

九　試験は、教科の科目ごとに一回以上行い、かつ、研究論文の審査は、訓練修了時に行うこと。

（免許資格）

第三十八条　法第二十八条第三項第一号の厚生労働省令で定める訓練課程は、長期養成課程、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この条において同じ。）及び職種転換課程とする。ただし、短期養成課程を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る（以下この条において同じ。）。

（法第二十八条第三項第一号の厚生労働省令で定める訓練課程）

第三十八条　法第二十八条第三項第一号の厚生労働省令で定める訓練課程は、第三十六条の五の表のうち、下欄に掲げる指導員養成課程とする。

２　指導力習得コース及び訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了した者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る指導力習得コース及び訓練技法習得コースに応じ、同表の下欄に掲げる免許職種（括弧を付した免許職種については、